

公益社団法人 本庄法人会

令和4年度事業計画

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

I 基本方針

本会は、会員企業の健全な発展に向けて、必要とする研修の機会を積極的に設け、各種情報を提供する事を目的とする、また、公益社団法人としてこれらの研修を広く地域にも公開し、地域社会への貢献を果たす。

また本会は税務関連団体の一員であり、税のオピニオンリーダーとして税知識の向上と、公平公正な申告納税意識の高揚を図るための事業を実施する。この事業も広く地域に公開する。

II 事業計画

基本方針に基づき、本会の事業が円滑に行えるよう努力し、重点事業として、下記事項を積極的に実施する。

1. 研修関係

(1) 税務・経理・経営・労務に関する研修会（研修会は一般公開で開催）

イ やさしい決算書の読み方研修会（研修委員会）

研修委員会が主幹し経営者や経理責任者・後継者を対象に、経営者として会社の経営内容を知るために決算書の読み方を研修し、企業経営に役立てる。

ロ 改正電子帳簿保存法研修会（研修委員会）

電子帳簿保存の基礎とメリットを学び、2年間延期された内容について研修する。

ハ e-Tax研修会（税制委員会）

管内の法人や個人を対象に、スマホで確定申告ができる研修会を開催し、e-Taxの推進を図る。

ニ 本庄垂統塾（青年部会）

青年部会が主幹し経営者と後継者を対象に、企業にとっての中長期的な経営課題であるテーマを中心に研修する。

ホ 事業継続力強化計画策定研修会（青年部会）

災害や感染症の対応を企業として検討、取引先や他社との協力体制を見直した中で、災害後の資金繰りについても研修し企業経営に役立てる。

ヘ 自主点検チェックシート研修会

企業の経理能力を向上させると共に税務調査でのリスクを軽減させるためにチェックシート活用を経営に役立てる。

ト インボイス説明会（研修委員会）

管内の法人を対象に、インボイス制度についての説明会を行い、令和5年10月から導入される「適格請求書保存」について理解する。

チ 決算期別説明会（研修委員会）

決算期を迎えた法人に、決算申告上の説明及び税制改正事項等の留意点を説明し、適正な法人税等の申告が行われることを目的として年6回開催する。

リ 新設法人説明会（研修委員会）

新たに設立された法人に、税務上必要な申請・届け出の手続きをはじめ、事業の開始に際しての法人税法上の留意点等について理解を促すことを目的として年1回開催する。

ヌ 税制改正説明会（税制委員会）

管内の法人を対象に、税制改正の変更点を中心に年1回説明会を行い正しい税知識を理解する。

（2）政治・経済・教育等に関する講演会の開催。

（3）関係団体との共催事業（研修会等）の実施。

（4）地域社会貢献活動の中で、税制に関する説明。

2. 広報関係

（1）広報誌「ほうじんナウ」発行し、法人会活動を周知する。（広報委員会）

法人会事業の報告と今後の事業予定を周知する。また、情報誌として管内地域の文化、お祭り、特産物、観光等を紹介する。広報誌「ほうじんナウ」は年2回発行する。

（2）全国法人会総連合発行の「ほうじん」を年4回配布。

（3）全国法人会総連合アンケートシステムの会員に周知と利用を推進する。

（4）ホームページ、CATVを有効活用して法人会の紹介とPRを実施する。

ホームページでは各種研修会、講習会等の開催要項を掲載するとともに、国税庁や関東信越国税局ホームページへのリンクを行い、適宜必要な国税・地方税に関する情報を提供している。

（5）e-Tax 利用拡大に向けた、広報活動を実施する。（税制委員会）

法人会独自のe-Taxパンフレットを作成し管内の法人事業所、商工団体、公共団体、医療機関に配布、さらに市の自治会や町の区長会を通じて、市民や町民へ全戸回覧し、確定申告のe-Taxの周知を行う。

（6）その他各種資料の配布。

3. 税制関係

（1）e-Tax 推進

電子保存法の改正で、令和6年1月から電子帳簿・スキャナ保存・電子取引の

保存が義務化、インボイス制度も令和5年10月から登録番号が必要となり経営に電子化を取り入れる必要が迫ってきているので、電子申告の普及と併せて推進を行う。

(2) 税制改正要望を行い、実現を期する（税制委員会）

公益財団法人全国法人会総連合においては、毎年、全国の中小企業の租税負担の軽減とする意見要望を取りまとめて、税制改正の提言を決議し、関係機関に対し要望活動を行っている。

(3) 税制に関する調査研究（税制委員会）

役員・会員のアンケート調査実施、税制に関する意見要望を取りまとめ、公益財団法人全国法人会総連合に上申する。

(4) 税務行政に関する要望意見の具申（税制委員会）

公益財団法人全国法人会総連合で決議された要望事項を有効なものとするため国、県、市町村の関係機関等に対し要望活動を行っている。当会においても市長・町長・市議会議長・町議会議長を訪問し要望活動を行う。

(5) 税務当局との懇談会等の開催（女性部会）

女性部会の主幹で本庄税務署長と税をテーマに懇談会を開催する。

(6) 三者懇談会の開催（税務署・税理士会・法人会の連携）

本庄税務署、関東信越税理士会本庄支部と当会は、税知識の普及、納税意識の高揚に関する活動について意見交換を行う。

(7) 税務行政機関、税務協力団体との協調連携

間税会と連携して本庄税務署長の税に関するテーマで講演会を開催する。

(8) 各種税務関係資料、参考図書の配布

4. 組織関係

(1) 「役員1人1社獲得運動」による会員増強（組織委員会）

(2) 金融機関及び提携損保各社と連携し、組織基盤の拡充、拡大と財政基盤の強化

(3) 支部組織の拡大と活動の充実支援

イ 研修・会員交流事業への支援

支部活動の研修として、税務研修会・自主点検チェックシート研修会・経営研修会を開催し、税務の知識の向上と会員交流事業で支部における異業種交流を推進する。

ロ 地域貢献活動

商工祭のイベント等で租税教室を開催し、納税の理解を推進する事業を実施する。

(4) 各種委員会の活動と機能の強化

(5) 青年部会、女性部会組織の拡大強化と活動の充実支援

(6) 法人会活動の一般への紹介

5. 納税意識の高揚・税知識の普及

(1) 租税教室（青年部会）

- イ 本庄税務署管内 5 か所の商工祭に出向き、会場に参加している一般の子供と保護者を対象に全法連作成の紙芝居、税金クイズを実施するとともに、税のマンガ本を配布、税を身近なものに感じてもらう機会を提供し、税の大切さと正しい税知識の普及推進を図る。
- ロ 本庄児玉地区租税教育推進協議会に加入し、本庄税務署管内の小学校 6 年生、中学校 3 年生対象に、正しい税知識の普及のため、青年部会会員が講師となり租税教室を行い、税金クイズや税のマンガ本を配布し、税の大切さを感じてもらうことを目的として実施する。

(2) 第 7 回税に関する絵はがきコンクールの開催（女性部会）

本庄税務署管内 24 校の小学 6 年生に “税の大切さ” や “税の果たす役割” について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで、より理解を深めてもらうことを目的に開催する。

6. 厚生関係（財政基盤の確立）（厚生委員会）

会員の福利厚生制度を充実するために受託保険会社との連携を図り、制度の健全な発展を目指し推進する

- イ. 経営者大型保障制度（大同生命保険株式会社）
- ロ. ビジネスガード（AIG 損害保険株式会社）
- ハ. がん・医療保険（アフラック生命保険株式会社）

7. 地域社会貢献運動

(1) 爆笑会（総務委員会）

10月4日に桂宮治氏による爆笑会を開催、市民に笑いを提供し明るい社会づくりの一助とする。

(2) 緑のトラスト募金

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として末永く保存するという主旨に賛同し、イベントなどの機会をとらえ募金活動を続け、チャリティを含め寄付を継続する。

8. その他の事業

(1) 会員支援のための親睦・交流等に関する事業